

議案第 4 7 号

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 2 6 年小松島市条例第 3 7 号) の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20人」を「15人」に改め、「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第1項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20人」を「15人」に改め、「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条の見出しを「（保育所型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20人」を「15人」に改め、「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条の見出しを「（小規模型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第1項中「以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」」を「次条において「小規模型事業所内保育事業」」に、「以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」」を「以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」」に、「以下この条において」を「次項において」に改め、同条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加

え、「20人」を「15人」に改め、「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、この条例による改正後の小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、改正後の条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、改正後の条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。